

より透明な市政運営と 個人情報の適正な管理のために

情報公開制度と個人情報保護制度

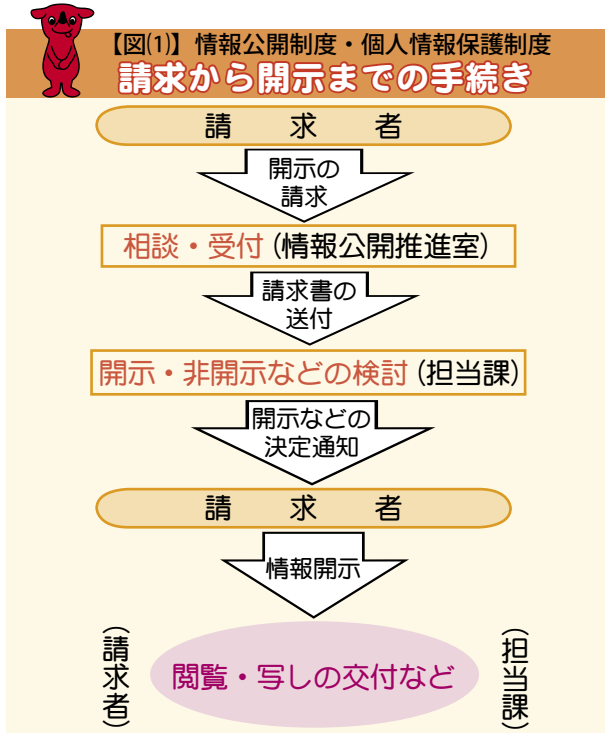
市では、平成8年度から情報公開制度を、平成10年度から個人情報保護制度を実施しています。今回、平成20年度のそれぞれの利用状況などを紹介します。

情報公開制度

情報公開制度とは、市情報公開条例に基づき、市が保有する公文書を、市民の開示の求めに応じて公開する制度です（手続きの流れは図(1)参照）。

個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、市が収集や利用、管理している個人情報について、プライバシーを保護するために、市民が自分の情報を閲覧したり、訂正などを求めたりする権利を定めた制度（左表(1)参照）。



【表(1)】情報公開制度の利用状況(平成20年度)

実施機関	請求などの内容	件数
市長	区画整理事業区域の新旧地番対照表	2
	放課後児童健全育成事業運営業務委託における契約関係書類	4
	県の残土条例に基づく特定事業許可申請に関する書類	6
	千葉茂原線と八幡草刈線の整備事業に関する書類	26
	建築計画概要書	91
	開発行為許可申請に係る書類	9
	上記以外の請求	21
消防長	救急活動記録票	1
	自家用電気工作物保安管理業務委託の契約書	2
教育委員会	消防設備保守管理業務委託の契約書	2
	自家用電気工作物保安管理業務委託の契約書	3
	消防設備保守管理業務委託の契約書	2
	県費教職員の出勤時刻及び退勤時刻がわかる文書	1
	市立中学校の入学式・体育祭・卒業式の祝儀の収支がわかる文書	1
	負担金に係る支払書類及び実績報告書	1

【表(2)】個人情報保護制度の利用状況(平成20年度)

実施機関	請求などの内容	件数
市長	固定資産税に関する閲覧及び文書発行の有無	1
	住民票の写し交付請求書又は発行履歴	3
	国民年金加入届、特例納付申出書、収納簿、台帳	1
	国民健康保険の診療報酬明細書	2
	国民健康保険の給付記録	4
	上記以外の請求	11
消防長	救急活動記録票	1

【表(3)】傍聴のあった主な会議(平成20年度)

附属機関の名称	傍聴者数	附属機関の名称	傍聴者数
(仮称)交通マスタープラン策定検討委員会	5	環境審議会	1
行政改革推進委員会	1	都市計画審議会	4
防災会議	2	都市景観審議会	2
保健福祉懇話会	1	住生活基本計画策定検討委員会	1
介護保険事業推進協議会	1	緑の基本計画策定懇談会	3
保健福祉懇話会高齢者保健福祉専門部会	3	公民館運営審議会	3
障がい者自立支援協議会	7		

です（手続きの流れは図(1)参照）。
利用状況 平成20年度の個人情報保護法の開示請求の受付件数は、二十三件でした。

附属機関などの数 平成20年度の附属機関などの総数は七十二で、公開の附属機関などは四十九、非公開の附属機関などは二十三でした。
会議の公開状況 開催した会議の延べ回数は百八十八回で、内訳は公開会議五十一回、非公開会議百三十七回（うち介護認定審査会九十六回）でした。

傍聴のあった主な会議 左表(3)のとおり
公開会議のお知らせ 公開会議は、開催の一週間前までに議題や開催日時、場所、傍聴者の定員と決定方法を記載した案内文書を次の場所に掲示しているほか、市ウェブサイトにも掲載しています。掲示場所：市役所地下一階と一階の会議案内板、情報公開コーナー、議事録などの公開 附属機関などの会議の議事録などは、情報公開コーナーで閲覧できます（平成21年4月1日以後開催の会議の議事録などは市ウェブサイトでも閲覧可）。

Web 情報公開推進室
問合せ先
☎ 9822

市長と話そう
ティータイムミーティング

日時・会場 (1)7月14日(火) (2)8月27日(木)、いずれも午前10時から11時まで・市役所
内容 市長との意見交換
対象 友人や近所、サークル仲間などで、共通のテーマを持つグループ(5人から10人まで。在勤・在学者も可)
申込方法 はがきか封書、ファクス、eメールで、参加希望日、グループ名、参加予定人数、代表者の住所・氏名・電話番号、参加者全員の住所・氏名、グループの紹介、市長と話したいテーマ一つ(30字以内)とその理由を書き、6月5日(金)(必着)までに申し込む。
そのほか (1)個人的な要望や団体交渉はできません。(2)申し込み多数のときは抽選し、結果は6月10日(火)までに通知します。
申込・問合せ先 Web 広報広聴課(〒290-8501・国分寺台中央1-1-1) ☎ 9821、FAX 1720、kouhou@city.ichihara.chiba.jp

市長と直接意見を交換

募集 市男女共同参画審議会委員

活動内容 審議会に出席し、いちばら男女共同参画社会づくりプランの推進などについて調査や審議を行う(審議会は年2回程度開催)。
任期 委嘱した日から2年間
資格 次のすべての要件を満たす人 (1)市内在住か在勤、在学で20歳以上 (2)公務に携わっていないこと (3)建設的で公平・公正な発言ができること
人数 二人
報酬 審議会一回につき9,000円
申込方法 履歴書と志望理由(400字程度)を書いた任意の用紙を6月1日(月)(消印有効)までに郵送か持参する。
申込・問合せ先 Web 人権・国際交流課(〒290-8501・国分寺台中央1-1-1) ☎ 9826

平成20年度の通報件数はゼロ件
市内部通報制度の運用状況

市では、適法で公正な市政運営を図るため、内部通報制度を設けています。この制度は、職員が知り得た不正・不当な行政活動を内部通報することによって、それらの行為を未然に防止するためのものです。平成20年度の通報件数はゼロ件でした。

問合せ先
総務課
☎ 9822